

公益社団法人岐阜県看護協会
岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）が設置する岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山及び同ステーションに設置する出張所（以下「ステーション等」という。）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーション等の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が、治療の必要の程度につき訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーション等の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとする。

- 2 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要となるときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 ステーション等がこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーション等は、訪問看護を提供するにあたっては、ステーション等の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(ステーション等の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション高山	高山市冬頭町588番1

- 2 出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所 在 地
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション古川	飛騨市古川町下気多990番地 飛騨市多機能型障がい者支援センター 古川いこい

岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション下呂	下呂市森791番地27
--------------------------	-------------

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーション等に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	備 考
管理者	経験のある看護師	1名		
訪問看護師	看護師	23名	7名	
訪問理学療法士 又は訪問作業療法士	理学療法士又は作業療法士	6名		
事務職員		2名	2名	

(1) 管理者

管理者は、ステーション等の従業者の管理、訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握などステーション等の管理・運営を一元的に行う。

なお、訪問看護師を兼ねることができる。

(2) 訪問看護師

訪問看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(3) 訪問理学療法士又は訪問作業療法士

訪問理学療法士又は訪問作業療法士は、訪問看護としての在宅リハビリテーションを担当する。

(4) 事務職員

事務職員は、介護報酬請求事務等の必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、1月2日から1月3日及び12月29日から12月31日までの期間を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の営業日、営業時間のほか、利用者の便宜に供するため、職員を待機させて、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 療養上の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置

- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 精神・神経疾患患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) ターミナルケア
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（介護保険法第49条の2第1項及び第59条の2第1項に該当する者の場合は2割、介護保険法第49条の2第2項及び第59条の2第2項に該当する者の場合は3割）の額とする。ただし、居宅サービス支給限度基準額を超えた場合は、超過分は全額利用者の自己負担とする。

2 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1kmあたりに37円を乗じた額とする。

3 利用者が、医療保険制度による利用者の場合、1回の訪問看護に係る交通費は次のとおりとする。

ステーション等からの距離	交通費
10km未満	250円
10km以上20km未満	500円
20km以上	20km 550円 以後1km超過する毎に50円加算

(注) 「ステーション等からの距離」は、片道の行程とする。

4 キャンセル料については、利用予定日の前日までに申し出があった場合は無料とし、当日訪問時不在の場合は、基本利用料の60%を徴収する。

(私費による訪問看護の利用料)

第9条 介護保険制度および医療保険制度の対象外となるサービスの提供は、私費によるサービスとする。

2 前項のサービスのうち、別表1私費サービスの内容の欄に掲げるサービスを提供する場合の利用料の額は、同表利用者別利用料の欄に掲げる利用料のとおりとする。

3 第1項のサービスのうち、別表1私費サービスの内容の欄に掲示されていないサービスを提供する場合は、利用者及び関係機関と協議のうえ利用料を決定するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高山市、飛騨市、下呂市及び中津川市の区域とする。

出張所名	実施地域
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション古川	高山市国府町、同上宝町、 同奥飛騨温泉郷、飛騨市全域
岐阜県看護協会立 訪問看護ステーション下呂	下呂市全域、中津川市加子母

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護師等は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状に急変及び緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じなければならない。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族及び指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 ステーション等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーション等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーション等は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第12条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーション等は、提供した訪問看護に関し、市町村から文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合又は市町村の職員からの質問若しくは照会があった場合は適切に対応するとともに、利用者の苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーション等は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(法令順守の徹底)

- 第12条の2 訪問看護の実施に当たり、利用者への適切なサービス提供等のため、法令等の順守を徹底する。
- 2 ステーション等における法令順守責任者を、管理者とする。
 - 3 法令順守責任者は、職員に対する法令順守にかかる研修のほか、必要な取組みを行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第13条 看護師等に対してステーション等の職員である期間及びステーションの職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を他に漏らすことが無いよう指導・教育など必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条の2 ステーション等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催と、その結果の職員への周知徹底
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体的拘束等の禁止)

- 第13条の3 ステーション等は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーション等は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（衛生管理等）

第13条の4 ステーション等は、ステーション等において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）のおおむね6月に1回以上の開催と、その結果の職員への周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（その他運営についての留意事項）

第14条 ステーション等は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 ステーション等の看護師等に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせないものとする。
- 3 ステーション等は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 ステーション等は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益社団法人岐阜県看護協会とステーション等の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 公益社団法人岐阜県看護協会高山訪問看護ステーション運営規程、公益社団法人岐阜県看護協会高山第二訪問看護ステーション運営規程、公益社団法人岐阜県看護協会上宝訪問看護ステーション運営規程及び公益社団法人岐阜県看護

協会古川訪問看護ステーション運営規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

私費サービスの内容	時 間 区 分	利用料
① 平日の訪問看護 (30分につき)	日中 (8～18時)	5,000円
	夜間 (18～22時) 早朝 (6～8時)	6,250円
	深夜 (22～6時)	7,500円
②土曜・日曜・祝祭日の 訪問看護 (30分につき)	日中 (8～18時)	7,500円
	夜間 (18～22時) 早朝 (6～8時)	9,375円
	深夜 (22～6時)	11,250円
③死後の処置		11,000円
④理学療法士による 身体計測	1回につき	11,000円
⑤交通費		医療保険制度による訪問 看護の交通費に準ずる